

法令適用事前確認手続(照会書)

2022 年 9 月 26 日

国土交通省 自動車局旅客課長 殿

照会者名：株式会社ビジョナグループ 代表取締役 鷲尾 潤二

住 所：東京都立川市高松町 2 - 3 9 - 2 0

下記について、照会いたします。

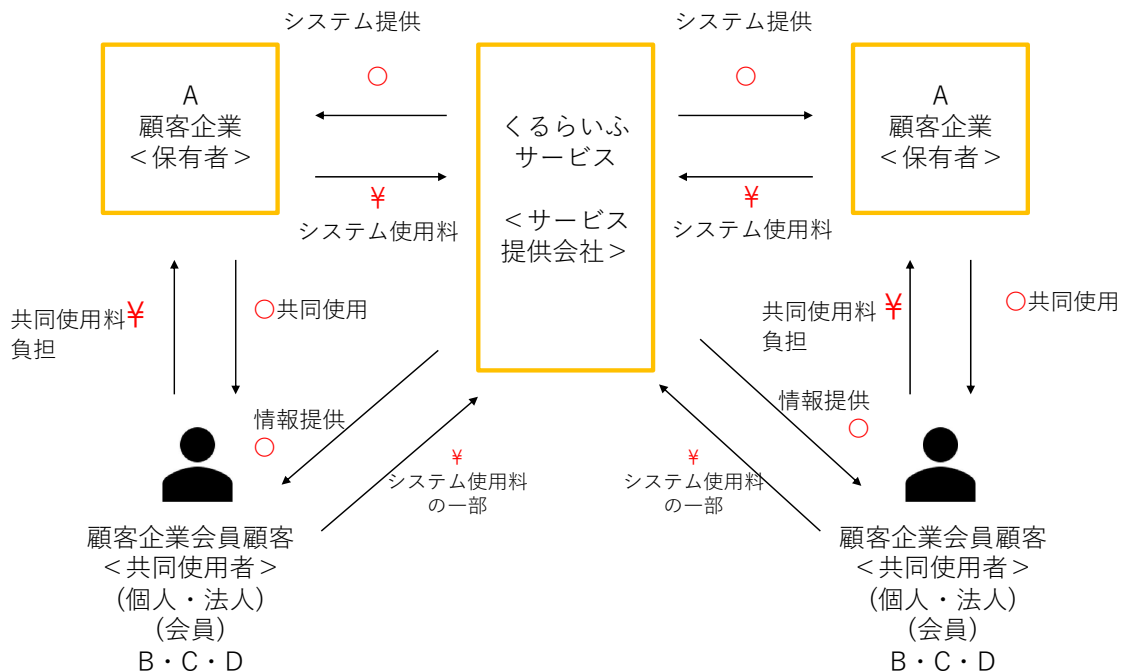
なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答にあたって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意いたします。

記

1. 法令名および条項

道路運送法第 80 条第 1 項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実



図：本サービスを利用した場合の関係図の一例

(1) 本サービスの概要

当社(上図参照、サービス提供会社に該当する。)は、車輛の所有者兼使用者である自動車販売関連法人(レンタカー会社、カーシェアリング会社を除く自動車小売業及び自動車整備業、上図参照、以下、「A(顧客企業)」という。)及びAが保有する車両の共同使用を希望するA(顧客企業)の会員顧客(上図参照、以下「B(会員)」という。実際には、A(顧客企業)の会員C、D・・・と複数人が共同使用をすることが想定される。)間の共同使用に係る契約(以下、「共同使用契約」という。)を媒介・支援するためのインターネットサービス(以下、「本サービス」という。)の提供を開始しようとしている。

なお、本サービスを利用するにあたって、共同使用契約の締結を希望する者(上図におけるA(顧客企業)及びB(会員))は、当社の定める約款(以下、「サービス利用規約」という。)に同意し、当社との契約関係に入ることを要するものとする。

(2) 本サービスの構成要素

本サービスを構成する主な事実は、下記の通りである。

ア.「長期継続的な契約関係・利用関係」を確保するための施策

- ・ A(顧客企業)及びB(会員)が、両者間で共同使用契約を締結することをサービス利用規約上義務付ける。
- ・ B(会員)は A(顧客企業)の会員顧客(共同使用契約の継続期間において継続してA(保有者)の会員顧客にある者をいう。)であることが本サービスを利用することの前提条件である。
- ・ 共同使用契約の契約期間は、一定期間以上(例えば、6ヶ月以上)とすることを、サービス利用規約上義務付ける。また、B(会員)がA(顧客企業)の会員を脱会した際には、共同使用契約は終了する。

イ. 共同使用契約上に定めることについてのサービス利用規約上の義務

共同使用契約はあくまでA(顧客企業)及びB(会員)の合意であり、契約自由の原則が適用されるが、本サービスを利用するために、サービス利用規約上、A(顧客企業)及びB(会員)に対し、以下の点を義務づける。

(ア)「共同で車両の整備・管理、保険の加入」を行うことの義務付け

- ・ B(会員)が車両の共同使用開始前に、その都度、対象となる車両の点検、自動車保険加入を行うことを共同使用契約に定めることを、サービス利用規約上義務付ける。
- ・ 上記点検において適切な使用を妨げる問題を B(会員)が認識した場合、A(顧客企業)と連携して問題を解消することを共同使用契約に定めることを、サービス利用規約上義務付ける。
- ・ B(会員)から A(顧客企業)へ、維持管理コストとしての「共同使用料」が支払われる。「共同使用料」は、貸渡の対価を含むものではなく、ガソリン代、オイル交換代、自動車税、12ヶ月点検に係る費用、自賠責の保険料、車検費用、タイヤ費用、駐車場代、車両本体の取得費(経年劣化に係る部品交換費用を含む。)、その他車両の維持に必要とされる実費を基礎に按分された額をいう。
- ・ 上記共同使用料については、A(顧客企業)とB(会員)の合意に基づき共同使用契約により定める。但し、サービス提供会社は、両当事者が設定において参酌することを目的とした共同使用料に関するガイドラインを提供する。

(イ)自動車保険、その当事者の行為による損害発生対応方法に関する合意

- ・ A(顧客企業)及びB(会員)間で保険の加入必要性の有無、事故時にどちらの保険を適用するかについて共同使用契約により合意することを、サービス利用規約上義務付ける。
- ・ 会員(B)が顧客企業(A)に不法な損害(反則金の未納付などの事案を含む。)を与えた場合に当該損害を補償する内容を共同使用契約に定めることを、サービス利用規約上義務付ける。

ウ. サービス提供会社の徴収する報酬

- ・ サービス提供会社は、(i)共同使用者(上図ではB(会員顧客))から、共同使用料及び本サービスの運営に係る費用等を取得し、(ii)本サービスの運営に係る費用等を控除した上で、(iii)保有者(上図ではA(顧客企業))へ支払いを行う。但し、共同使用の機会毎に精算するものではなく、毎月月末締めを行うなど一定の期間分についての精算を行うこととする。
- ・ また、サービス提供会社は、(iv)A(顧客企業)から、本サービスの運営に係る費用等を取得する。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

本サービスは同法第 80 条第 1 項の適用を受けない。

(2) 根拠

(上記態様において)共同使用契約に基づいて発生する共同使用料は、貸渡の対価を含むものではなく、維持費(車両の維持に必要とされる実費)を按分したものであり、また保険加入は原則会員であり、かつ法人と会員顧客との継続的な関係を前提としており、「業として有償で貸し渡(す)」(道路運送法第 80 条第 1 項)に該当する態様ではない。したがって、同法第 80 条第 1 項本文の許可を要しないと解される。

4. 連絡先

〒190-0011

東京都立川市高松町 2-39-20 (本件担当 : 鷺尾)

TEL: 042-511-2612

以上